

# 産業建設委員会

【議案第66号】令和6年度鯖江市一般会計補正予算（第5号）

500万円

## 神明エリアを「めがねのテーマパーク」化して稼げる観光地に！

**説明** 北陸新幹線県内開業等による効果を最大化するため、県内の観光素材を生かして観光地域の高付加価値化と、スケールアップを図ることで、より稼げる観光地づくりを進めることを目的に、県が公募中の「新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業」に対し、近年、めがねの工房ショップが増えつつある神明地区を舞台に、産業観光による「まちづくり」を申請したところ、本年9月に採択を受けた。

そのため、当該補助事業を活用し、まずは、専門的なノウハウを有する民間事業者への業務委託も行った上で、事業計画の策定を行うものである。

また、次年度以降は、この事業計画に基づき、ハード・ソフトを対象とした3年間の県補助事業を活用することで、「めがね」をテーマとした、まちなみの整備、エリア情報の発信、レンタサイクルの整備、モニターツアー実施などによるツアーの企画立案、体験メニューの磨き上げなど、地域の「稼ぐ力」を高める効果的な事業計画策定を行いたい。

**問** 過去に様々な事例もある中で、民間に計画をすべて任せてしまうのではなく、先行していくつかのパターンをイメージし、指導していく必要があると考えるが、市としての構想はある程度持っているのか。

**答** いくつかの成功事例を参考に、これから、鯖江に合う事業を協議し展開していきたい。福井駅からのアクセスの良さを有効に使い、先月から神明エリアでも始めたレンタル自転車の台数を増やすなど、二次交通への対応も進めていきたいと考えている。

**意見** めがねのPRと合わせて、兜山古墳などの観光資源を生かすことも考えて事業を進めてもらいたい。

**答** 神明地区は、兜山古墳や旧瓜生家住宅、また、最近では、複数の工房ショップなど、魅力的なまち歩きができるエリアになっている。歴史的資源やものづくり文化を生かし、今回の計画策定を起爆剤としてまちを盛り上げていきたい。



【議案第72号】鯖江市農林業体験実習館設置および管理に関する条例の一部改正について

## ラポーゼかわだの入浴料と宿泊料の上限額引上げについて



**説明** 本市の入浴施設の入浴料は、令和元年の消費税率引上げに合わせて見直しを行ったが、令和6年1月には、燃料価格をはじめとする物価高騰により、県の普通公衆浴場の入浴料金統制額が引き上げられ、近隣市町の公共の温浴施設においても、入浴料金限度額の引上げが行われている。宿泊料についても、市内の民間宿泊施設と比べ、著しく低い上限価格が設定されており、近隣市町間の入浴料および市内民間宿泊施設の宿泊料との均衡を図る必要があることから、入浴料および宿泊料の見直しを行うものである。

今回、大人の入浴料を80円引き上げ、子どもの入浴料については、県の普通公衆浴場の入浴料金統制額も改定が行われなかったこと、現在の入浴料設定が入浴料金統制額と比べて高いことから、改定は行わない。宿泊料については、民業圧迫という点も鑑み、上限額の40%引上げを行う。これらの料金は、あくまでも上限額についての規定であり、指定管理者側で、繁忙期、閑散期に強弱をつけた運用が、より柔軟にできるようになる。なお、今回の改正については、半年間の周知期間を設け、市内外の利用者への周知を図った後、令和7年7月1日からの施行とする。

**意見** 値上げにより稼働率が下がることは避けてほしい。市民が利用しやすいよう指定管理者が自由に価格設定できることが望ましいと考える。地元の区長会や町内会とも協力しながら好循環モデルを作り、活性化につなげてほしい。